

千葉県公衆浴場法施行細則（昭和63年千葉県規則第27号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（地位の承継届）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3</p> <p>4 前2項</p> <p>の届書には、施行規則第3条第2項に定めるもののほか法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの届出書には、許可証を添付するものとする。</p> <p>第5条（略）</p> <p>（許可証の書換え交付）</p> <p>第6条 市長は、第4条第5項及び前条後段の規定により許可証の提出を受けたときは、それを提出した者に許可証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>第7条～第10条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（地位の承継届）</p> <p>第4条 施行規則第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届（譲渡）（様式第3号の2）によるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第1項（届出をしようとする者が法人である場合に限る。）、第3項及び前項の届書には、それぞれ施行規則第1条の2第2項、第3条第2項又は第3条の2第2項に定めるもののほか法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>6 第1項から第4項までの届書には、許可証を添付するものとする。</p> <p>第5条（略）</p> <p>（許可証の書換え交付）</p> <p>第6条 市長は、第4条第6項及び前条後段の規定により許可証の提出を受けたときは、それを提出した者に許可証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>第7条～第10条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

改正前

様式第1号(表)

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

申請者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

公衆浴場	名称	フリガナ
	所在地	千葉市 区 (電話)
公衆浴場の種別*		一般・その他 ()
公衆浴場の種類*		温湯・葉湯・温泉・その他 ()
構造設備の概要*		
汚水処理の方法*		公共下水・浄化槽・その他 ()
燃料の種類*		ガス・重油・その他 ()
営業開始予定年月日		年 月 日

手数料領収印	受 付 印
円	

改正後

様式第1号(表)

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

申請者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

公衆浴場	名称	フリガナ
	所在地	千葉市 区 (電話)
公衆浴場の種別		一般・その他 ()
公衆浴場の種類		温湯・葉湯・温泉・その他 ()
構造設備の概要		
汚水処理の方法		公共下水・浄化槽・その他 ()
燃料の種類		ガス・重油・その他 ()
営業開始予定年月日		年 月 日

手数料領収印	受 付 印
円	

改正前	改正後
<p>様式第1号(裏)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆浴場の平面図及びその諸施設の配置図 2 一般公衆浴場の場合にあつては、公衆浴場の周囲300メートル以内の付近見取図 3 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 4 <u>事業譲渡の場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類</u> 5 <u>その他市長が必要と認める書類及び図面</u> <p>【事業譲渡の場合】 <u>事業譲渡により譲り受けたものから変更がない場合に限り、*印の事項については記載を省略、添付書類1については添付を省略することができます。</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>私は、本施設の営業を</p> <p>_____ から譲り受け(ました・ます)。</p> </div> <p>様式第2号～様式第3号(略)</p>	<p>様式第1号(裏)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆浴場の平面図及びその諸施設の配置図 2 一般公衆浴場の場合にあつては、公衆浴場の周囲300メートル以内の付近見取図 3 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 4 その他市長が必要と認める書類及び図面 <p>様式第2号～様式第3号(略)</p>

改正前

(新設)

改正後

様式第3号の2

公衆浴場営業承継届（譲渡）

年 月 日

（あて先）千葉市保健所長

譲受者住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
譲受者氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	（※）
（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

公衆浴場	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区 (電話)		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
譲渡者	住所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地）			
	氏名 （法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）			
譲渡年月日	年 月 日			

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 現に交付を受けている公衆浴場営業許可証

受付印

改正前	改正後
様式第4号～様式第10号（略）	様式第4号～様式第10号（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。